

## 《論説》

セクシュアル・ハラスメントと PTSD に  
関する法的諸問題

山 崎 文 夫

## 一 レイプ・トラウマ・シンドロームと PTSD

レイプやセクシュアル・ハラスメントなどの性暴力による被害者への心理的影響は被害者の恐怖感や孤立感など様々なものがあるが、それらが、慢性的なものであり、その因果律がもはや無視したり、沈黙したり、薬物で治療できないことが明らかになったとき、医学的に被害者を分類するために、レイプ・トラウマ・シンドローム（Rape Trauma Syndrome・強姦心的外傷症候群）という言葉が、1974年にアメリカ合衆国において創られた。<sup>(1)</sup>そして、そのような状態にある被害者は、病気とされ、治療されなければならないものとされている。レイプ・トラウマ・シンドロームは、精神医学や心理学の対象であり、その研究成果は、被害者の治療や援護に用いられている。<sup>(2)</sup>

レイプ・トラウマ・シンドロームの研究成果は、法的には、1980年代初頭から、強姦罪の刑事訴追や、性暴力に対する民事損害賠償請求訴訟において、<sup>(3)</sup>検察官や被害者側弁護士により用いられている。すなわち、レイプ・トラウマ・シンドロームに関して精神医学者や心理学者などの専門家が証言し、被害者のレイプ・トラウマ・シンドローム発現を証言すれば、それが、犯罪事実や請求の基礎となる事実のうち、被害者の不同意を裏付ける情況証拠として採用されているのである。<sup>(4)</sup>

また、研究成果は、被害者が、被害事実をあとになって告白したり申告することも、被害者の典型的対処行動であることを明らかにしており、被害者にそのような行動がみられる場合、裁判所は、被害者の証言の信用性を強化

する証拠として専門家の証言を採用するのである。<sup>(5)</sup>

同様に、性暴力被害者の心理学研究は、すべての被害者が、必ずしも、身体的に抵抗したり、逃げたり、悲鳴を上げたりするものではないことも明らかにしている。セクシュアル・ハラスメントについても、心理学研究は、裁判例の分析から、セクシュアル・ハラスメント進行中の被害者の最初の反応 (initial response) は、消極的な反応と積極的な反応とに分かれており、回避・無視等の消極的な反応が32.6%もみられ、積極的な反応は、加害者に対する口頭での対決が40.2%、身体的抵抗が14.1%、正式の苦情申立てその他の雇用関係上のリアクションが13%もみられるが、比較的重大なセクシュアル・ハラスメントが多い裁判例においても、消極的な反応という被害者の注意深い考慮の結果があらわれているとしている。そして、それらは、被害者と加害者との力関係の相違やそれを考慮する被害者の女性心理を反映したものである<sup>(6)</sup>としている。

わが国においても、「性暴力の被害者は、逃げたり、悲鳴を上げたりするものではない」などの性暴力被害者の研究成果は、セクシュアル・ハラスメントに関する人格権侵害の不法行為訴訟において、強制猥褻等の事実認定に関して、原告である被害者側から主張されている。裁判所も、そのような主張を容れて、被害者心理を考慮した心証形成を行なっている。<sup>(7)</sup>

たとえば、横浜セクシュアル・ハラスメント事件・東京高裁判決（東京高判平9.11.20労判728号12頁）は、「米国における強姦被害者の対処行動に関する研究によれば、強姦の脅迫を受け、又は強姦される時点において、逃げたり、声を上げることによって強姦を防ごうとする直接的な行動（身体的抵抗）をとる者は被害者のうち一部であり、身体的又は心理的麻痺状態に陥る者、どうすれば安全に逃げられるか又は加害者をどうやって落ち着かせようかという選択可能な対応方法について考えを巡らす（認識的判断）にとどまる者、その状況から逃れるために加害者と会話を続けようとしたり、加害者の気持ちを変えるための説得をしよう（言語的戦略）とする者があるといわれ、逃げたり声を上げたりすることが一般的な対応であるとは限らないとい

われていること、したがって、強姦のような重大な性的自由侵害の被害者であっても、全ての者が逃げ出そうとしたり悲鳴を上げるという態様の身体的抵抗をすることは限らないこと、強制わいせつ行為の被害者についても程度の差はあれ同様に考えることができること、特に、職場における性的自由の侵害行為の場合には、職場での上下関係（上司と部下の関係）による抑圧や、同僚との友好関係を保つための抑圧が働き、これが被害者が必ずしも身体的抵抗という手段を採らない要因として働くことが認められる。したがって、本件において、控訴人が事務所外へ逃げたり、悲鳴を上げて助けを求めなかったからといって、直ちに本件控訴人供述の内容が不自然であると断定することはできない。」としている（同旨・秋田県立農業短期大学セクシュアル・ハラスメント事件・仙台高判平10.12.10労判756号33頁、京大セクシュアル・ハラスメント事件小野訴訟判決・京都地判平9.3.27判時1634号110頁等）。

この判決の引用部分は、被害者の証言の信用性にかかわる判断を示す部分であるが、強制猥褻にあたるセクシュアル・ハラスメントに対して、逃げたり、悲鳴を上げなかった被害者について、加害者側による被害者の同意による不法行為不成立の主張を否定する趣旨を含むものであろう。

この問題に関連して、わが国では、セクシュアル・ハラスメントについて不法行為の成立が認められる場合、被害者の過失を考慮して、具体的損害賠償額の決定について、民法722条2項の過失相殺の適用が許されるか否かという問題が提起されている。すなわち、酩酊状態下の性交というセクシュアル・ハラスメントの事案について「原告は、酩酊の上、被告と同乗したタクシーの車内で『帰りたくない』と言ったり、降車後連れ立って歩き、最終的にホテルに投宿したものであり、右経過の中で、被告において、前記発言を含め原告が性交渉を求めていると誤解するような言動が原告にあったと考えられ、これが被告の不法行為の誘因になった面があることは否定できない。しかしながら、原告の言動は、前認定のとおり、明らかに酩酊状態の中でのものであり、被告においてもこれを認識しうる状況であったといえるのであ

るから、酩酊に至ったのが自己の責任である（飲酒を無理強いされた事実は認められない。）ことを考慮しても、右原告の言動を原告の落ち度（過失）として重要視するのは相当ではない。その他、前認定の事実を総合考慮すると、原告の損害については、その約4分の1を相殺すべきものと認める。そうすると、原告の前記損害合計額は、金210万6660円となるころ、その約4分の1を相殺した金158万円をもって、被告の賠償すべき金額と認める。」とした例がある（東京セクシュアル・ハラスメント（派遣社員）事件・東京地判平9.1.31労判716号105頁）。

また、過失相殺の例ではないが、「控訴人が被控訴人の主張するように暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為ないし姦淫行為をしたものとは認められないが、本件行為が被控訴人との合意に基づくものとは認められず、控訴人は被控訴人の意に反して性的行為ないし性的関係を強要したものであり、右行為は被控訴人の性的自由を侵害するものとして不法行為にあたる」としたものの、損害額の決定に当たり、「本件行為は計画的なものではなく、控訴人が夜遅く被控訴人と狭い車内で話すうち衝動的に行なわれた多分に偶発的なものということができるが、控訴人は、被控訴人が控訴人を信頼し、また、その指示・要求に従わざるをえない立場にあるのを不当に利用して本件行為に及んだものというべきものであって、その行為は、非難されなければならない。しかし、被控訴人の行動も無警戒にすぎ、本件現場においても、被控訴人が控訴人の要求を断固として拒否する態度に出たならば本件行為にまで到らなかったものということができる」として、損害賠償額を一審判決の約3分の1に減額し、慰謝料200万円の支払いを命じた控訴審判決が最高裁により是認された例がある（東北生活文化大学事件・仙台地判平11.6.3朝日新聞1999年6月4日、同・仙台高判平13.3.29朝日新聞2001年3月30日、同・最二小決平13.12.22産経新聞2001年12月22日。いずれも判例集未登載<sup>(8)</sup>）。

前者は、いわゆる挑発の問題である。民法722条2項の過失相殺は、公平の見地から、損害賠償の額を定めるについて被害者の過失を考慮すべきとしたものであり、学説は、故意の不法行為については、原則として、過失相殺

の適用に対して否定的(消極的)にとらえるのが一般的であるが、必ずしも絶対<sup>(9)</sup>に過失相殺の適用を認めないということも明確にされていない。たとえば、けんかなどの暴行については、それを誘発した言辞に被害者の過失あり<sup>(10)</sup>として過失相殺が認められている。前者の判決は、これをセクシュアル・ハラスメント事案に適用したものであるが、被害者の過失が被害者の帰責事由として意味を有するのは、当該損害について、被害者が回避・縮減の可能性を有していること、すなわち、当該危険が予見可能であったことと、予見される当該危険について回避あるいは縮減のための手段を有していたことが必要であるとされている<sup>(11)</sup>。この判決は、事実認定から、このような要件が当てはまる事案と考えたものと思われる。

後者の判決は、当事者双方の社会的地位・職業・資産、加害の動機・態様などの諸般の事情を斟酌して公平の観念に従って定められる慰謝料額の算定に当たり、被害者の行動の問題点を考慮に入れたものである。しかし、この判決は、性暴力被害者の対処行動に関する研究の成果を無視するものである<sup>(12)</sup>といわざるをえない。

現在、レイプ・トラウマ・シンドロームの研究は、精神医学の分野では、アメリカ精神医学会が診断基準を定める PTSD (Posttraumatic Stress Disorder・心的外傷後ストレス障害) の研究対象に組み込まれている。PTSD とは、トラウマ (心的外傷) を受けた後のストレスによる不調、障害の意味である。現在の精神医学研究は、初期のレイプ・トラウマ・シンドロームの研究を発展・厳密化し、レイプ・トラウマ・シンドロームという言葉<sup>(13)</sup>を、①強姦被害者の一般的な回復プロセス、②強姦被害者の特定の徴候、及び③強姦被害者に関する特定のタイプの PTSD、という三つの強姦被害後の徴候を表す言葉として用い、PTSD 問題の一部としてレイプ・トラウマ・シンドローム研究<sup>(14)</sup>をしている。

PTSD は、他方、精神医学的な概念の成立の前にフェミニストによる被害者の援助活動などの社会運動が成立していた問題である。社会運動<sup>(14)</sup>において、PTSD は、被害者の権利や補償の問題と結びついており、わが国にお

いても、PTSDは、被害者の精神医学的保護の問題であると同時に、被害者の権利や補償と結びついた問題である。ただし、わが国では、PTSDに関する精神医学的診断と法的な補償問題のすりあわせは、これからの課題として残されている<sup>(15)</sup>。

わが国のセクシュアル・ハラスメントについては、後述のように、刑事事件において、PTSDによる傷害罪の成立が認められているし、民事訴訟においては、慰謝料額の算定や、逸失利益の算定に関して、被害者のPTSD発症が考慮されている。しかし、他方、わが国では、セクシュアル・ハラスメントによる精神的被害をすべてPTSDとする不正確な理解も横行している。次章以下では、PTSDに関するわが国の法的現状とPTSDの法的な意味を検討する。

#### 註

- (1) Ann Wolbert Burges and Lynda Lytle Holmstrom: Rape Trauma Syndrome, *American Journal of Psychiatry*, 131. 9, September 1974, pp. 981 et s.
- (2) Mary Becker, Cynthia Grant Bowman and Morrison Torrey, *Cases and Materials on Feminist Jurisprudence—Taking Women Seriously*, 2nd edition, West, 2001, pp. 324 et s.
- (3) Toni M. Massaro: Rape Trauma Syndrome Evidence, in Betty Taylor, Sharon Rush and Robert J. Munro ed, *Feminist Jurisprudence, Women and the Law: Critical Essays, Research Agenda, and Bibliography*, Rothman, 1999, p. 315.
- (4) Susan Murphy: Assisting the Jury in Understanding Victimization: Expert Psychological Testimony on Battered Woman Syndrome and Rape Trauma Syndrome, *Columbia Journal of Law and Social Problems*, 25: 277, 1992; M. Becker, C. G. Bowman and M. Torrey, op. cit., pp. 325 et s. わが国でも、メンタルヘルスの専門家たちが裁判へのかかわりを要請されることが多くなっていることとその問題点については、岡田幸之「心的外傷後ストレス障害(PTSD)と犯罪被害者～司法精神医学的な問題点」臨床精神医学30巻4号357頁以下を参照。
- (5) T. M. Massaro. op. cit., p. 320.
- (6) Michael V. Studd: *Sexual Harassment*, in David M. Buss and Neil M. Malamuth ed., *Sex, Power, Conflict—Evolutionary and Feminist Perspectives*, Oxford University Press, 1996, p. 76.

- (7) 拙著『セクシュアル・ハラスメントの法理～職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関するフランス・イギリス・アメリカ・日本の比較法的検討』総合労働研究所, 2000年, 224頁以下。ただし, すべての裁判官が, 性暴力被害者の研究成果を受け入れるものではないことについては, 角田由紀子「裁判所にまだ生き残る『強姦神話』～東北生活文化大学セクシュアル・ハラスメント事件控訴審判決」労働法律旬報1516号60頁以下を参照。
- (8) この判決の詳細は, 角田由紀子前掲判例評釈による。
- (9) 窪田充見『過失相殺の法理』有斐閣, 1994年, 217頁。
- (10) 幾代通『不法行為』筑摩書房, 1977年, 302頁以下。
- (11) 窪田充見前掲書209頁以下。
- (12) 角田由紀子前掲判例評釈63頁以下。
- (13) T. M. Massaro. op. cit., pp. 319 et s.
- (14) 小西聖子「PTSD の概念と諸問題」罪と罰34巻3号44頁以下。また, 杉本邦子『暴力被害と女性=理解・脱出・回復』昭和堂, 2001年99頁。
- (15) 黒木宣夫「訴訟事案からみた PTSD」(藤沢敏雄編『トラウマ～心の痛手の精神医学』批評社, 2002年所収), 119頁。

## 二 PTSD の精神医学的評価

PTSD (Posttraumatic Stress Disorder・心的外傷後ストレス障害) とは, 簡単にいえば, 心的外傷(トラウマ)を受けるような体験をした人がその後発病する病気, あるいは, 非常に強いストレスを受けながら恐怖感を体験したために, その後その恐怖に苦しみ続ける状態をいう<sup>(1)</sup>。

ポスト・トラウマのトラウマとは, ギリシャ語やラテン語で傷を意味する言葉であるが, 精神医学や心理学の領域では, 心的外傷(精神的後遺症)の意味で用いられている<sup>(2)</sup>。PTSD とは, 戦争体験や天災被災や性犯罪被害などの外傷的事件により心的外傷(精神的後遺症)が生じた後の精神的状態を表す精神医学上の概念であり, 1980年にアメリカ精神医学会の診断基準として公式に採用された比較的新しい病名である。しかし, 概念そのものはまだ未完成な概念である<sup>(3)</sup>。

現在, PTSD は, 精神医学的には, アメリカ精神医学会『精神疾患の診断と統計マニュアル第4版(DSM—IV)』か, WHO(世界保健機構)『国際疾病分類第10版(ICD—10)』記載の診断基準にしたがってその存否が判断

されている。<sup>(4)</sup>

アメリカ精神医学会『精神疾患の診断と統計マニュアル第4版（DSM—IV）』は、PTSDについて、次のような診断基準を定めている。なお、この診断基準は、PTSDの診断に関する適切な臨床研修と経験を有する専門家ないし精神科医により使用されることを想定している。

「■309.81外傷後ストレス障害の判断基準

A. その人は、以下の2つが共に認められる外傷的な出来事に曝露されたことがある。

(1)実際にまたは危うく死ぬまたは重傷を負うような出来事を、1度または数度、または自分または他人の身体の保全に迫る危険を、その人が体験し、目撃し、または直面した。

(2)その人の反応は強い恐怖、無力感または戦慄に関するものである。

注：子供の場合はむしろ、まとまりのないまたは興奮した行動によって表現されることがある。

B. 外傷的な出来事が、以下の1つ（またはそれ以上）の形で再体験され続けている。

(1)出来事の反復的で侵入的で苦痛な想起で、それは心像、思考、または知覚を含む。

注：小さい子供の場合、外傷の主題または側面を表現する遊びを繰り返すことがある。

(2)出来事についての反復的で苦痛な夢。

注：子供の場合は、はっきりとした内容のない恐ろしい夢であることがある。

(3)外傷的な出来事が再び起こっているかのように行動したり、感じたりする（その体験を再体験する感覚、錯覚、幻覚、および解離性フラッシュバックのエピソードを含む、また、覚醒時または中毒時に起こるものを含む）。

(4)外傷的な出来事の1つの側面を象徴し、または類似している内的または



外的きっかけに曝露された場合に生じる、強い心理的興奮。

(5)外傷の出来事の1つの側面を象徴し、または類似している内的または外的きっかけに曝露された場合の生理学的反応。

C. 外傷と関連した刺激の持続的回避と、(外傷以前には存在していなかった) 全般的反応性の麻痺が、以下の3つ(またはそれ以上)によって示される。

(1)外傷と関連した思考、感情または会話を回避しようとする努力。

(2)外傷を想起させる活動、場所または人物を避けようとする努力。

(3)外傷の重要な側面の想起不能。

(4)重要な活動への関心または参加の著しい減退。

(5)他の人から孤立している、または疎遠になっているという感覚。

(6)感情の範囲の縮小(例:愛の感情を持つことができない)。

(7)未来が短縮した感覚(例:仕事、結婚、子供、または正常な一生を期待しない)。

D. (外傷以前には存在していなかった) 持続的な覚醒亢進症状が、以下の2つ(またはそれ以上)によって示される。

(1)入眠または睡眠維持の困難。

(2)易刺激性または怒りの爆発。

(3)集中困難。

(4)過度の警戒心。

(5)過剰な驚愕反応。

E. 障害(基準 B, C, および D の症状)の持続期間が1カ月以上。

F. 障害が、臨床上著しい苦痛または、社会的、職業的または他の重要な領域における機能の障害を引き起こしている。

▼該当すれば特定せよ:

急性 症状の持続期間が3カ月未満の場合

慢性 症状の持続期間が3カ月以上の場合

▼該当すれば特定せよ:

発症遅延 症状の始まりがストレス因子から少なくとも6カ月の場  
<sup>(5)</sup>  
 合」

PTSDは、外傷的出来事から1カ月を過ぎて発症するものであり、出来事直後1カ月までの間の障害は、PTSDとは別建てのASD（Acute Stress Disorder・急性ストレス障害）という名前で診断される。ASDは、自然回復の可能性が高いと考えられている。

### 「■308.3急性ストレス障害

- A. その人は、以下の2つが共に認められる外傷的な出来事に曝露されたことがある。
- (1)実際にまたは危うく死ぬまたは重傷を負うような出来事を、1度または数度、または自分または他人の身体の保全に迫る危険を、その人が体験し、目撃し、または直面した。
  - (2)その人の反応は強い恐怖、無力感または戦慄に関するものである。
- B. 苦痛な出来事を体験している間、またはその後、以下の解離性症状の3つ（またはそれ以上）がある。
- (1)麻痺した、孤立した、または感情反応がないという主観的感覚。
  - (2)自分の周囲に対する注意の脆弱。
  - (3)現実感消失。
  - (4)離人症。
  - (5)解離性健忘（すなわち、外傷の重要な側面の想起不能）。
- C. 外的な出来事は、少なくとも以下の1つの形で再体験され続けている。反復する心像、思考、夢、錯覚、フラッシュバックのエピソード、またはもとの体験を再体験する感覚、または外傷的な出来事を想起させるものに曝露されたときの苦痛。
- D. 外傷を想起させる刺激（例：思考、感情、会話、活動、場所、人物）の著しい回避。
- E. 強い不安症状または覚醒亢進（例：睡眠障害、易刺激性、集中困難、過度の警戒心、過剰な驚愕反応、運動性不安）。

- F. 障害は、臨床上著しい苦痛または、社会的、職業的または他の重要な領域における機能の障害を引き起こしている。または、外傷的な体験を家族に話すことで必要な助けを得たり、人的資源を動員するなど、必要な課題を遂行する能力を障害している。
- G. 障害は、最低 2 日間、最大 4 週間持続し、外傷的出来事の 4 週間以内に起こっている。
- H. 障害が、物質（例：乱用薬物、投薬）または一般身体疾患の直接的な生理学的作用によるものではなく、短期精神病障害ではうまく説明されず、すでに存在していた第一軸または第二軸の障害の単なる悪化でもない。」

これらの精神医学的な PTSD や ASD の評価が、そのまま法的な PTSD や ASD の評価となるわけではない。精神医学者は、患者の主観的な訴えを事実として受け入れて、治療に焦点をあてるものであるのに対して、法律家は、被害者の主観的な訴えとは別に、法的責任の発生や軽減の問題として PTSD や ASD を評価するからである。次章以下においては、セクシュアル・ハラスメントに関して PTSD や ASD がかかわって生じる法的諸問題を検討する。

#### 註

- (1) デビッド・マス『トラウマ～「心の後遺症」を治す』講談社、1996年、56頁、大野裕「こころの健康学～外傷後ストレス障害」日本経済新聞2001年6月11日。
- (2) 小西聖子「精神的援助」（加藤久雄・瀬川晃編著『刑事政策』青林書院、1998年所収）209頁、金吉晴編『心理的トラウマの理解とケア』じほう、2001年、3頁。
- (3) 小西聖子「PTSD の概念と諸問題」42頁以下。PTSD について詳しくは、ジュディス・L・ハーマン『心的外傷と回復』みすず書房、1999年を参照。
- (4) 加藤進昌・樋口輝彦／不安・抑うつ臨床研究会編『PTSD～人は傷つくとどうなるか』日本評論社、2001年、8頁以下。
- (5) 高橋三郎ほか訳『DSM—IV精神疾患の診断・統計マニュアル』医学書院、1996年、435頁以下。DSM—IVについて詳しくは、小西聖子『犯罪被害者の心の傷』白水社、1996年、28頁以下を参照。
- (6) 岡田幸之前掲論文361頁。法的な論理と精神科治療の論理は大きく異なり両立しないことが多いことについては、宮地尚子「PTSD 概念を法はどう受けとめる

べきか？」ジュリスト1227号4頁を参照。

### 三 セクシュアル・ハラスメントによる PTSD と 刑事責任

わが国のセクシュアル・ハラスメントについては、強制猥褻行為に関して、被害者が受けた精神的ストレスを PTSD と認定し、刑法181条の強制猥褻致傷罪の成立を認めた判決（山口地判平13.5.30判例集未登載・懲役3年執行猶予4年）がある。<sup>(1)</sup>

本件は、取材活動中の新聞社の20代の女性記者が、取材用の自動車内の助手席において熟睡していたところ、新聞社専属の運転手から約30分間にわたり強制猥褻行為を受けたという事案である。セクシュアル・ハラスメントにあたる強制猥褻行為について強制猥褻罪の成立を認めた判例はこれまでも存在するが（大学教授による女子学生に対する強制猥褻罪及び強姦罪の成立が認められた春木教授事件・最一小判昭53.7.12判タ368号218頁・懲役3年、警察官による少女に対するパトカー内での行為につき強制猥褻罪及び特別公務員暴行陵虐罪の成立が認められた強制猥褻特別公務員暴行陵虐罪被告事件・大阪地判平5.3.25判タ831号246頁・懲役2年など）、<sup>(2)</sup>被害者が後遺症として PTSD を発症し、それにより強制猥褻致傷罪の成立を認めた判決は、本件がわが国で最初の判決である。

判例は、一般に、刑法181条の強姦致傷罪や強制猥褻致傷罪における傷害は刑法204条の傷害罪における傷害と統一的解釈をすべきものとしており、傷害罪にいう傷害については、いわゆる生理的機能毀損説を採っている（最三小決昭32.4.23刑集11巻4号1393頁）。

本判決は、被害者の女性記者が当時強姦殺人事件の取材に入れ込み性的被害を受けた場合抵抗をすれば殺されるかもしれないという認識を持っていたことなどから、被害者が、前掲アメリカ精神医学会『精神疾患の診断と統計マニュアル第4版（DSM—IV）』記載の診断基準の「実際にまたは危うく死ぬまたは重傷を負うような出来事」を体験したことにあたると判断し、被害

者の記憶障害などの重い精神的・身体的症状も PTSD の診断基準を満たしており、傷害罪という傷害に当たることは明らかであるとして、本件加害行為について、強制猥褻致傷罪の成立を認めている（懲役 3 年・執行猶予 4 年）。

ただし、刑事判例は、多くの犯罪被害者がそれなりの心理的ストレスを被ることは通例であるから、なんらかの精神的傷害がすべて傷害に当たるとは考えていない。殴打という単純な暴行による被害者の痛感、ショック感、恐怖感や不快感で短時間に回復する一過性の軽微な生理機能の傷害は、傷害罪ではなく、暴行罪にあたと解されている（熊本地玉名支判昭42.11.10下刑集 9 卷11号1372頁）。また、玉葱などが入った買物袋や手拳による殴打による暴行の後遺症で PTSD 専門医の専門的な診断を欠いている事案については、被告人の暴行が PTSD の原因となるような出来事に該当するかどうか疑問であり、症状が 1 カ月以上継続することを要する要件や症状の強さの要件を満たしているかどうかの点についても疑問があるとして、PTSD による傷害罪の成立を否定し、刑法208条の暴行罪の成立を認めた例がある（福岡高判平12.5.9判タ1056号277頁<sup>(3)</sup>）。

なお、PTSD ではないが、退職について職場の上司を逆恨みし、約 7 カ月間ほぼ連日にわたり被害者宅付近を徘徊し、ばかやろう・どろぼうと怒号するなどの一連の嫌がらせ行為を行い、被害者に入院加療約 3 カ月を要する不安及び抑鬱状態の傷害を負わせたことについて、傷害罪の成立を認めた例がある（名古屋地判平8.1.18判タ858号272頁・懲役 2 年 6 月）。また、勤務先の社長や上司から叱責されたことを逆恨みし、約半年間ほぼ連日にわたり深夜から早朝にかけて無言電話をかけるなどして社長の妻に加療約 3 週間を要する精神衰弱症の傷害を負わせたことについて、傷害罪の成立を認めた例がある（東京地判昭54.8.10判時943号122頁。懲役 1 年・執行猶予 4 年）。PTSD は、傷害罪の成立をもたらす精神的障害のひとつにすぎない。

PTSD については、このほか、交際中の男性のかつての恋人に対する 3 年半にわたる無言電話により被害者に不眠や幻聴などを引き起こし、PTSD

について6カ月以上の治療を必要とさせた事案について、傷害罪の成立を認めた例がある（富山地判平13.4.19判タ1081号291頁）。また、知人の女性に対する約半年間にわたる無言電話により被害者に不眠を引き起こし、PTSDについて1年間の治療を必要とさせた事案について、傷害罪の成立を認めた例がある（奈良地判平13.4.6判例集未登載・朝日新聞2001年4月6日）。最近では、検察官が専門家によるPTSDの診断結果をもとに傷害罪で起訴するケースがあるようである。<sup>(4)</sup>

#### 註

- (1) 佐藤弘規「実務刑事判例評釈（85）強制わいせつの被害者が受けた精神的ストレスをPTSDと認定し、強制わいせつ致傷罪の成立を認めた例（山口地裁平成13年5月30日宣告，公刊物未登載，控訴）」警察公論2001年8月号59頁以下，日本経済新聞2001年5月31日。
- (2) 前掲拙著235頁以下。
- (3) 本件に関する判例研究として，甲斐行夫「心的外傷後ストレス症候群（PTSD）による傷害罪の成立が否定された事例」研修639号29頁以下がある。
- (4) PTSDと刑事事件判例の概観については，杉田雅彦「PTSD（心的外傷後ストレス障害）と刑事事件～混迷を深めるPTSD概念」判例タイムズ1072号52頁以下を参照。

## 四 セクシュアル・ハラスメントによるPTSDと民事責任

### (1) セクシュアル・ハラスメントによるPTSDと不法行為

PTSDと不法行為については、理論的には、セクシュアル・ハラスメントの被害者が、PTSD発症を理由として、精神的損害（慰謝料）と、財産的損害（治療費・入院交通費などの積極的損害，休業補償・逸失利益などの消極的損害）の賠償を，加害者に請求することが可能である。しかし，これまでの訴訟では，セクシュアル・ハラスメントの被害者は，加害者に対して，慰謝料と逸失利益の請求しかしてこなかった。

それでも，判例には，会社代表者による強姦未遂行為により女性従業員がPTSDを発症したことについて，不法行為後3年を経過した時点でもなお

治療を継続中であることなどを考慮して慰謝料額（180万円）を算定してその支払を命じ、強姦未遂後行なわれた被害者の言動を理由とする解雇を違法な不法行為としたうえで、被害者の47歳という年齢や雇用情勢からみて再就職が容易でないことを考慮して、解雇後9カ月間の得べかりし賃金を違法な解雇と相当因果関係にある損害（9カ月間の賃金から雇用保険給付を控除した91万8千円）と認めた例がある（株式会社乙川セクシュアル・ハラスメント事件・東京地判平12.3.10判時1734号140頁。会社の使用者責任も認める）。

また、職場の上下関係を背景とした支店長の女性行員に対する強制猥褻行為とその後の1カ月にわたる交際強要などにより被害者が退職に追い込まれたことについて、これらの行為は、人格権侵害の不法行為に当たるとは明らかであるとしたうえで、被害者の精神的・身体的不調を PTSD の一症状である回避すなわち「外傷と関連した思考、感情または会話を回避しようとする努力」の症状の現れであるとも理解できるとし、事件後1年余にわたり難聴の治療を受けたことなどを考慮して、再就職には一般的に再就職に要する期間よりも長期間を要すると考えるのが自然であるとして、退職後1年間の給与をセクシュアル・ハラスメントと相当因果関係のある損害（逸失利益）と認め（466万8960円）、行為の悪質性や期間、精神的に苦しんだことや身体的不調などを考慮して慰謝料150万円の支払いを認めた例がある（日銀京都支店長セクシュアル・ハラスメント事件・京都地判平13.3.22判時1754号125頁。日銀の使用者責任も認める）。

なお、違法な解雇一般について、判例には、慰謝料50万円のほかに、本人の再就職状況や通常再就職に要する期間、雇用保険法における一般被保険者の基本手当の受給資格としての最低被保険者期間が6カ月であることにかながみて、被解雇者が使用者から賃金を得ることができなかった期間のうち、5カ月分の賃金（解雇予告後の1カ月分の賃金を合わせて6カ月分の賃金）を不法行為と相当因果関係にある損害と認め、雇用保険金等を控除して、損害賠償の支払いを命じた例がある（わいわいランド（解雇）事件・大阪高判平13.3.6判時<sup>(1)</sup>818号73頁）。

セクシュアル・ハラスメントについても、被害者の違法な解雇について、慰謝料50万円にほかに、逸失利益として給与月額6カ月分相当額(174万円)と賞与相当額(87万円)の支払いを命じた例がある(東京セクシュアル・ハラスメント(M商事)事件・東京地判平11.3.12労判760号23頁)。違法な解雇一般については、逸失利益の損害賠償請求を認めない判例が少数存在するが、セクシュアル・ハラスメント被害者については、これらの判例がいう、当該労働者が解雇を受け入れ他に就職するなどして当該使用者に対し労務を提供しうる状態になくなった場合(吉村など事件・東京地判平4.9.28労判617号31頁)には当たらないだろうし、例外と認められる職場の人間関係において復職を困難にする事情がある場合(わいわいランド事件・大阪地判平12.6.30労判793号49頁)に当たるであろう。

また、被害者が退職を余儀なくされたことについて、使用者は、労働者がその意に反して退職することがないように職場の環境を整える労働契約上の義務に違反したとして、慰謝料100万円のほかに、逸失利益として被害者の雇用保険の給付期間180日を限度に損害賠償(雇用保険金控除・80万円)の支払いを命じた例がある(京都セクシュアル・ハラスメント(呉服販売会社)事件・京都地判平9.4.17労判716号49頁。人員整理に関し同旨・エフピコ事件・水戸地下妻支判平11.6.15労判763号7頁)。

現在の失業日数の平均値は5・9カ月であり(連合「全国雇用(失業者・求職者アンケート) 週刊労働ニュース1937号4頁)、これらの判決にあらわれた、6カ月分の賃金は、逸失利益の算定としては、妥当なものであろう。PTSDは、被害者の慰謝料請求の根拠になるものであるとともに、6カ月を超える逸失利益算定の根拠ともなるものである。

PTSDと不法行為については、このほか、キャンパス・セクシュアル・ハラスメントの事案として、大学の講座の合宿中の旅館で、夕食後、教授から部屋に呼ばれ、胸などを触られる猥褻行為を受けた女子学生が、猥褻な行為をきっかけにPTSDとなり、相当の精神的苦痛を受けたと認定され、慰謝料180万円の支払いが、加害者である教授と、大学当局(使用者責任)に



命じられた例がある（日本大学事件・東京地判平13.11.30判例集未登載・東京新聞、朝日新聞2001年12月1日）。

## （2）交通事故賠償における PTSD

PTSD と不法行為については、交通事故民事賠償事件において、交通事故後遺症の治療費・休業補償・逸失利益や慰謝料の問題をめぐる議論が先行している。この議論は、セクシュアル・ハラスメント事件においても参考<sup>(2)</sup>に値するものである。

判例には、18歳時の交通事故から約5年を経て被害者に発現した精神症状が交通事故と因果関係を有する PTSD と認定された例がある（横浜 PTSD 事件・横浜地判平10.8.6判タ1002号221頁）。この判決では、女性被害者は、自動車損害賠償法施行令の後遺障害等級第4級に該当すると判断され、①治療費関係517万円余、②休業損害1323万円余、③逸失利益3907万円余（労働能力喪失率92％・症状固定時から労働可能な67歳まで43年間）、④慰謝料1665万円（入通院分270万円＋後遺症分1395万円）、損害合計7413万円余から過失相殺又は好意同乗による3割減額を経て、⑤5198万円余の損害賠償が命じられている。

また、30歳時に交通事故により負傷し、抱いていた息子が死亡した女性被害者について、PTSD の発症を認めた例がある（大阪 PTSD 事件・大阪地判平11.2.25交民32巻1号328頁）。この判決では、被害者は、後遺障害等級第7級4号に該当すると判断され、①治療費関係414万円余、②休業損害76万円余、③逸失利益1638万円余（労働能力喪失率56％・10年間）、④慰謝料1090万円（入通院分140万円＋後遺症分950万円）、損害合計3219万円余から素因減額2割減額を経て、⑤2575万円余の損害賠償が命じられている。

同様に、54歳時に交通事故により負傷し、配偶者を失った被害者の不安感・焦燥感・抑鬱気分・意欲減退・集中困難・対人関係の回避などの精神症状や、体重減少・低血圧・不眠・頭重感などの身体症状について、PTSD であるとした例がある（松山地宇和島支判平13.7.12判時1762号127頁）。こ

の判決では、女性被害者は、後遺障害等級第7級4号に該当すると判断され、①治療費関係18万円余、②休業損害374万円余、③逸失利益1809万円余（労働能力喪失率56%・13年間）、④慰謝料1110万円（入通院分180万円+後遺症分930万円）、⑤損害合計3313万円余の損害賠償が命じられている。

また、26歳時に交通事故により死の恐怖体験をした被害者の外出困難・不眠状態・抑鬱状態などの症状について、PTSDであるとした例がある（函館地判平13.11.21判時1780号132頁）。この判決では、①治療費関係187万円余、②休業損害273万円余（463日分）、④慰謝料200万円、損害合計661万円余から素因減額3割減額を経て、⑤463万円余の損害賠償が命じられている。本件では、後遺障害慰謝料及び逸失利益の請求はない。

判例は、しかし、PTSDにはベトナム戦争での激しい戦闘体験や生き埋めの危機などの強い恐怖体験や重大な経験が必要であり、通常の交通事故による恐怖体験はそれらと同質とはいえないとして、被害者の健忘・不安感・無気力感等の神経症状がPTSDに当たらないとした例がある（東京地判平6.7.28判タ878号246頁）。ただし、この判決は、これらの神経症状を、病名が明らかでないとしても、本件交通事故と相当因果関係を有するものであるとし、後遺障害等級第9級10号（所定の神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの）に該当するとしている。この判決では、事故時51歳（症状固定時52歳）の女性被害者には、①治療費関係65万円余、②休業損害48万円、③逸失利益718万円余（労働能力喪失率35%・10年間）、④慰謝料430万円（入通院分50万円+後遺症分300万円）、損害合計1181万円余から本人の性格等の素因による過失相殺6割減額を経て、⑤472万円余の損害賠償が命じられている。

同様に、判例には、軽微な事故について、事故がPTSDを誘発するような強度の外傷的出来事に当たるとすることはできないとした例がある（宮崎地判平11.9.7判タ1027号215頁）。この判決も、頭痛・吐き気・動悸・過呼吸発作などの被害者の症状を自動車恐怖症に起因するものと推認している。この判決では、事故時18歳の男子大学生の被害者には、①治療費関係75万円余、

②休業損害0円、③逸失利益171万円余（労働能力喪失率5%・22歳から労働可能な67歳まで）、④慰謝料155万円（通院分75万円＋後遺症分80万円）、損害合計⑤402万円余の損害賠償が命じられている。

しかし、判例には、約2週間の安静・加療を要すると診断された交通事故被害について、医師の PTSD 診断が1日だけの診断経緯などから正当なものか疑問があること、事故の態様も交通事故として激烈なものともまではいえず、その結果もそれほど重篤なものではないこと、以前鬱病と診断され精神的既往があることなどからすると、原告が主張する外出恐怖・不安焦燥感等の症状については、事故との間に相当因果関係を認めることはできないとした例がある（大阪地判平12.2.4交民33巻1号225頁）。同様に、事故による被害者の傷害は重い部類であり被害者が恐怖感を感じたものであっても、事故が戦争や暴力犯罪のような一般に PTSD 発症の契機となるほどの苛酷な外傷体験とは言い得ないこと等に鑑みると、被害者が PTSD を発症したことには疑問があることや、カルテの記載内容は、原告の訴えをそのまま記載している部分がほとんどであり、疑問に対し納得のいく客観的理由付けとなる部分が見いだせないことなどから、被害者が PTSD を発症したと認めることはできないとした例がある（横浜地判平13.7.11インシュアランス〔損保版〕3958号4頁）。

PTSD の発症が認められるためには、戦争や暴力犯罪のような苛酷な外傷的な出来事に曝露されることが必要である。前掲の強姦未遂や強制猥褻などの重大なセクシュアル・ハラスメントや、重大な交通事故のほか、PTSD の発症が認められた民事判例としては、高校生が同級生から集団的暴行を受けて1年間休学した例がある（和歌山地判平12.9.4判時1733号91頁）。この判決では、暴行による治療費等18万円余、就職が1年遅れたことによる逸失利益248万円余と、慰謝料300万円、損害合計567万円余の損害賠償が命じられている。

なお、医学的には、苛酷な外傷的な出来事に曝露された被害者が、すべて PTSD を発症するわけではなく、発症した PTSD も永遠に続くものではない

いことを注意する必要がある。性暴力被害者についても、PTSD有病率は、強姦被害者で被害時から調査時点までの間で57.1%・調査時点で16.5%、強姦未遂で15.7%・5.8%、強制猥褻で33.3%・8.3%という調査結果がある。<sup>(3)</sup>

つぎに、不法行為の成立には、損害の発生が必要であるが、単なる主観的な感情や不快感は法的保護の対象とはならないものである。<sup>(4)</sup>交通事故賠償においては、慰謝料その他の損害額は定額化されており、定額化された通常の損害算定を超えて損害が発生する原因としてPTSDを位置付けるためには、相当の根拠が示される必要があると考えられている<sup>(5)</sup>、PTSDについては、定額化された慰謝料基準額との整合性を考慮して、具体的ケースに応じた妥当な基準額を決めるべきであると考えられている<sup>(6)</sup>。

また、交通事故訴訟においては、PTSDには被害者本人の性格、心因反応を引き起こし易い素因等が競合しているとして、民法722条2項の過失相殺の類推適用による控除（素因減責）が認められていることも留意すべきである。<sup>(7)</sup>最高裁も、「身体に対する加害行為と発生した損害との間に相当因果関係がある場合において、その損害がその加害行為のみによって通常発生する程度、範囲を超えるものであって、かつ、その損害の拡大について被害者の心因的要因が寄与しているときは、損害を公平に分担させるという損害賠償法の理念に照らし、裁判所は、賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、その損害の発生拡大に寄与した被害者の右事情を斟酌することができる」として、交通事故によるいわゆる鞭打ち症について、被害者の心因的要因による賠償金の減額を認めている（最一小判昭63.4.21民集42巻4号243頁）。

ただし、セクシュアル・ハラスメントは、過失による交通事故事案とは異なり、PTSDを発症させるような事案は故意による事案であるから、過失相殺の類推適用により損害賠償額を減額することは、損害を公平に分担させるという損害賠償法の理念に著しく反して許されないであろう。仮に、セクシュアル・ハラスメント事案について過失相殺の類推適用が認められるとしても、前述の最高裁判決が述べるように「損害がその加害行為のみによって

通常発生する程度、範囲を超えるもの」に限られるし、回復への自発的意欲の欠如等被害者に有責的要因がある場合に限られるであろう。<sup>(8)</sup>

さらに、PTSD も他の神経症状と同様に、将来における改善が期待されることから、後遺症の継続期間が問題となるが、将来に対する予測であるため、その認定は極めて困難であるとされている。<sup>(9)</sup> 交通事故判例においては、労働能力喪失期間を10年間や13年間としたもの（前掲大阪 PTSD 事件・前掲松山地宇和島支判）や、高校生や大学生の被害者に労働可能な67歳までとしたものがある（前掲横浜 PTSD 事件・前掲宮崎地判）。後者については、PTSD は適切な治療をすれば短期間に治るものであるにもかかわらず、判決は一生続く障害として認定しており、医学的・法学的に妥当な結論であるとは言い難いとの批判がある。<sup>(10)</sup>

PTSD その他の精神障害は、治療費、休業損害、逸失利益及び慰謝料の請求の根拠となるものである。わが国では、セクシュアル・ハラスメント被害については概して慰謝料額が低いことが批判されているが、セクシュアル・ハラスメント被害により生じた治療費や休業損害や逸失利益の請求はあまり行なわれてこなかった。損害賠償の算定の基礎として PTSD その他の精神障害を考慮することは、セクシュアル・ハラスメント被害者についても、慰謝料その他の損害賠償額総額の引き上げに作用するものと思われる。

### (3) セクシュアル・ハラスメントによる PTSD と休業損害・賃金請求

セクシュアル・ハラスメント被害者の PTSD 発症については、これまでに検討したような交通事故賠償にならえば、被害者の治療費、休業損害、逸失利益、慰謝料（傷害慰謝料＋後遺障害慰謝料）の請求が可能である。しかし、被害者が、加害者や使用者に対して休業損害を請求した裁判例は、これまでには、認められない。

また、民法715条の使用者責任等により使用者に責任があるセクシュアル・ハラスメントによって、被害者が PTSD を発症して労務提供ができない状態になった場合には、使用者の責めに帰すべき事由により出勤できなく

なったとして民法536条2項により、反対給付として賃金を請求することも可能である。しかし、被害者がそのような請求をした裁判例も認められない。

ただし、大手消費者金融会社に勤務していた女性が、複数の幹部からセクシュアル・ハラスメントを受けてPTSDになったのに、療養のための休職を理由に解雇されたことは無効であるとして、2001年5月18日に大阪地裁に、従業員 の地位保全と賃金仮払いの仮処分を申請した事件が、報道されている(月刊女性情報2002—2号78頁)。

関連する判例には、同僚による暴行について、被害者が使用者に被害の事実を訴えたにもかかわらず使用者が配慮義務を尽くさないために、被害者が労務を提供しようとするれば身体等に危害が及ぶ蓋然性が極めて高く、そのため労働者において労務を提供することができないと社会通念上認められる場合には、労働者の労務供給義務の履行不能は使用者の責めに帰すべき事由による履行不能にあたり、労働者は賃金請求権を失わないとした例がある(新聞輸送事件・東京地判昭57.12.24労判403号68頁)。また、男性同僚の暴行による女性労働者の負傷について、使用者が、当分の間は出勤扱いにするから十分に治療をするようにとの意向を示して、負傷後概ね3カ月間出勤として扱い、賃金を支払ってきた事案について、使用者が完治するまで出勤扱いして賃金を支払うことを約束したものと認めることはできないとした例がある(アジア航測事件・大阪地判平13.11.9労経速1793号9頁)。しかし、セクシュアル・ハラスメントについては、被害者が使用者の責めに帰すべき事由により出勤できない状態に至ったとして賃金請求をしたが、被害者の出勤が困難であるとする心情は理解できるとしたものの、加害者が職務に関して事務所を訪れることはなく、被害者が事務所で加害者と顔を合わせる現実的危険性は貧しく再度性的嫌がらせに遭う可能性があったとは認められないこと、会社において性的嫌がらせが頻発していること等を認めるに足りる証拠はなく会社が被害者のいう一般的な職場改善策を採るべきであるとまでは言えないことを考慮すると、被害者が出勤しないことが使用者の責めに帰すべき事由によるものであるとはいえないとして、請求が棄却された例があるだけで

ある（大阪セクシュアル・ハラスメント（S 運送会社）事件・大阪地判平 10.12.21 労判756号26頁）。

学説には、加害者が仕事中に抱きつくなどの違法行為が繰り返され、被害者の苦情申し出に対して使用者が調査その他の何の対策も講じていない事案について、被害者は、使用者による加害者に対する警告、配転、解雇などにより、セクシュアル・ハラスメントによる心身に対する危害発生の恐れがなくなるまで、賃金請求権を失わずに就労拒否することが可能である（民法 533条・536条2項）とするものがある。<sup>(11)</sup> また、労働者の労務提供の不能の原因が使用者の責めに帰すべき事由に該当すれば、すなわち、セクシュアル・ハラスメント行為が執拗かつ継続され、かつこれに対する使用者の対応が十分ではないため被害者の労務提供が不能となっていると判断される場合には、使用者の責めに帰すべき事由（労基法26条）、もしくは債務者の責めに帰すべき事由（民法536条2項）に該当するものとして、平均賃金の60%もしくは賃金全額の支払いを保障されるとするものがある。<sup>(12)</sup>

これからは、所定の要件を満たす場合、被害者は、休業損害や賃金を請求すべきである。

## 註

- (1) 解雇と不法行為に関する学説と判例の現状については、小宮文人「解雇終了における労働者保護の再検討」日本労働法学会誌99号32頁以下、本久洋一「違法解雇の効果」日本労働法学会編・講座21世紀の労働法第4巻208頁以下が詳しい。わいわいランド事件については、小俣勝治「就労直前における解雇と損害賠償～判例研究・わいわいランド事件・大阪地裁判決（平12.6.30 労判793号49頁）」労働法律旬報1525号40頁以下がある。
- (2) 杉田雅彦「交通事故と PTSD（心的外傷後ストレス障害）～損害賠償訴訟における PTSD の動向と問題点」判例タイムズ1010号72頁以下・1013号55頁以下、同「交通事故における PTSD（心的外傷後ストレス障害）と RSD（反射性交感神経萎縮症）の動向と問題点」賠償科学26号3頁以下、同「後遺症における逸失利益」判例タイムズ921号4頁以下、溝部克巳「交通事故における賠償医療の知見と損害算定論の交錯～PTSD・RSD または CRPS・高次脳機能障害は、損害論にいかなる影響を与えるか」法律のひろば2001年12月号37頁以下、損害調査部「PTSD をめぐる裁判例とその問題点(1)」自動車保険研究3号137頁以下。

- (3) 安藤久美子「性暴力被害と心的外傷後ストレス (PTSD)」臨床精神医学30巻4号381頁以下。
- (4) 竹田稔『[増補改訂版] プライバシー侵害と民事責任』判例時報社, 1998年, 340頁。
- (5) 大阪地判平12.2.4交民33巻1号225頁。
- (6) 前掲杉田雅彦「交通事故とPTSD (心的外傷後ストレス障害) ~損害賠償訴訟におけるPTSDの動向と問題点」57頁。
- (7) 過失相殺の類推適用による控除 (素因減責) については, 窪田充見「過失相殺の基本的考え方」交通法研究30号12頁以下を参照。
- (8) 藤井勲「交通事故と素因, 持病~因果関係, 過失相殺の関係」(山田卓生編集代表『新・現代損害賠償法講座5・交通事故』日本評論社, 1997年所収), 102頁以下。
- (9) 神経症状につき, 鷲岡康雄「行為障害と逸失利益」(吉田秀文・塩崎勲編『裁判実務体系8 民事交通・労働災害訴訟法』青林書院, 1985年所収), 175頁。
- (10) 杉田雅彦『『大阪PTSD判決』~心的外傷後ストレス障害と認定した事例~『横浜PTSD判決』などと対比しつつ』自動車保険ジャーナル1287号2頁。牛島定信「外傷後ストレス傷害 (PTSD) とは」労働の科学56巻11号7頁は, PTSDについて, 30%は完全治癒, 40%は軽い症状を, 20%は中等度の症状を持续させ, 10%は不治ないしは悪化の経過をとるとしている。
- (11) 林弘子「職場におけるセクシュアル・ハラスメントへの法的対応」ジュリスト956号49頁。
- (12) 山田省三「職場におけるセクシュアル・ハラスメントをめぐる裁判例の分析 (二・完)」法学新報106巻1・2号127頁。

## むすび

本稿で検討したように, PTSDは, 刑事的には, 傷害に当たるものである。また, PTSDその他の精神障害は, 治療費, 休業損害, 逸失利益及び慰謝料の請求の根拠となるものである。わが国では, セクシュアル・ハラスメント被害については, これまで, 慰謝料のみが請求され, 逸失利益が請求されはじめたのは最近のことである。しかも, これまでは, セクシュアル・ハラスメント被害により生じた治療費や休業損害の請求はほとんど行なわれてこなかった。また, セクシュアル・ハラスメント被害については, 慰謝料額を含めた損害賠償額が低いことが批判されている。

今後, 損害賠償の算定の基礎としてPTSDその他の精神障害を考慮し,



治療費、休業損害、逸失利益及び慰謝料を請求することは、セクシュアル・ハラスメント被害者について、損害賠償額を引き上げ、社会の認識を改めさせる方向に作用するものと思われる。過失事故が多い交通事故賠償とは異なり、故意事件が多いセクシュアル・ハラスメントにおいては、慰謝料その他の損害賠償額は、交通事故賠償以上に多額になるものと思われる。

〔追記〕

本稿脱稿後、医学的に、PTSD の症状出現には、戦闘体験などの重大なストレッサーを必ずしも必要とせず、日常のありふれた出来事によっても PTSD の症状が出現することが確認され、PTSD の診断が、外傷的な出来事を重視する立場から、病因に拘泥しないで症状複合としてとらえる立場に大きく転換し、緩やかになったとの見解に接した（浅野弘毅「PTSD 概念の拡散」精神医学44巻5号478頁）。この見解による医学的な PTSD 概念の拡大に対しては、法的にどう対応すればよいかが問題となるが、損害賠償については被害者の性格や心因的素因による減額など、賠償責任範囲の野放図な拡大を避ける法理を検討する必要があると考えられている（山口成樹「心的外傷後ストレス障害（PTSD）と損害賠償請求訴訟」判例タイムズ1088号11頁以下）。

また、本稿脱稿後、米原潜の衝突で沈没した実習船えひめ丸事故で救出された船員17人のうち2人の PTSD が、地方公務員災害補償基金愛媛県支部により公務災害と認定されたとの記事（朝日新聞2002年6月19日）や、成人式を取材中新成人から暴行を受けた元山陽新聞男性記者の PTSD が高松労働基準監督署長により労働災害と認定されたとの記事（JIL 労働情報224号）に接した。PTSD による労災認定は、今後、セクシュアル・ハラスメント被害者についても問題となる可能性があるが、この問題の法的検討は、他日を期することとしたい。